

# 意 見 書

平成 21年 1月 15日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 436-8501  
(ふりがな) しずおかけんかけがわししもまた800ばんち  
住所 静岡県掛川市下俣 800 番地  
(ふりがな) エヌイーシーアクセステクニカかぶしきがいしゃ  
会社名 NEC アクセステクニカ株式会社  
代表者 執行役員 大谷 努

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

“「IP ネットワーク管理・人材研究会」報告書案 “に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成21年 1月 15日

「IP ネットワーク管理・人材研究会 報告書(案)」の公開及び本案に対する意見書  
募集に関する意見書

NECアクセステクニカ株式会社

「IP ネットワーク管理・人事研究会報告書(案)」(平成 20 年 12 月) 報告書 P55~56 の「第 6 章 端末設備等のセキュリティ対策」の「(2) 検討」の提案内容について下記のコメントをいたします。

宅内無線 LAN 等の機器を利用するケースの場合、情報漏洩等に係るリスク低減の観点から、適正なセキュリティ対策を実施するために、ユーザ宅の無線 LAN セキュリティ設定を”工事担当者資格保有者”または”民間資格を有する専門家”を活用する旨の提案がされています。

一方で、無線 LAN の適正なセキュリティ対策の促進に関して、さまざまな研究会などで議論され、JEITA 等からもガイドラインという形で普及活動を展開されていることはご承知のことと思います。

最近では、各無線 LAN 機器の製造事業者ではこれらガイドラインに沿って工場出荷時に暗号化設定済みで出荷するなど対策が取られており、ユーザへの啓蒙活動も含めてかなり改善していると認識しております。

今後、更なる改善および徹底が重要であることは間違ひありませんが、本報告書で提案されているような、無線 LAN 機器の暗号化設定を”有資格者”に限定して義務化することは、ユーザが無線 LAN 機器を設置する場合にその都度”有資格者”へ設定を依頼し、”有資格者”の訪問を待たなければ使用開始できること、本設定の依頼には費用が発生すること等から、実際に使用するユーザの利便性を著しく害するものであり、適切な対処とは思えません。

本来であれば、”有資格者”でなくても一般のユーザが容易に安全な無線 LAN のセキュリティ設定ができるように、無線 LAN 機器を販売する場合に暗号化設定済みで出荷することよりセキュリティ機能を担保するなどユーザの利便性を損なわない施策や制度を検討すべきと考えます。

以上